

■ 自治体の障害者医療費助成の動き（埼玉）

－「改善」と同時に「後退」－

埼玉県障害者医療費助成制度が10月から変わりました。

助成を受ける方法が、「償還払い」から「現物給付」へ改善されました。「償還払い」とは、病院の窓口でいったん費用を支払い、申請により払い戻される仕組みのことをいいます。同県ではこれまで、透析クリニックの窓口では透析の医療費として月額1万円等を支払う必要があり、払い戻しをうけるには、後日自分で役所の窓口へ申請手続きを行う必要がありました。10月以降は、クリニックの窓口で障害者医療費助成の「医療券」を提示するだけでよくなりました。

一方、すでに一部を対象に導入されていた「所得制限」が、10月からすべての対象者へ広がり、一定の所得*のある人は当制度が利用できなくなり、結果的に助成を受けられる対象者が縮小されることになりました。

近年の同制度の動きには、「改善」と同時に「後退」が伴う特徴がみられます。

なお、「所得制限」については、埼玉県に隣接する群馬県もすでに来年2023年8月から導入することが決まっており、当制限を導入していない自治体は5県（栃木県、愛知県、愛媛県、高知県、鹿児島県）を残すのみになりました。障害者であっても一定の所得があれば、医療費は負担する、そのような流れになってきているといえます。*「特別障害者手当」の所得制限額に準拠

参考：<https://www.zjk.or.jp/kidney-disease/expense/dialysis/upload/20221212-142618-8546.pdf>



■ 来春から関東圏も障害者用 IC カード（Suica・PASMO）はじまる

障害者用の IC カードの導入が本格的に広がっています。

関東圏を中心とする鉄道・バス事業者からなる関東 IC カード相互利用協議会によれば、障害者とその介護者向けの Suica・PASMO のサービスが来春から始まる予定です。

現在の IC カードで障害者割引を適用するには、有人の改札などを通過する必要がありましたが、今後は自動改札機にタッチするだけで割引が適用されるようになります。バスも利用できます。

利用可能エリアは、東日本の Suica・PASMO エリア。東日本を除く全国相互利用サービス対象エリアでの利用はできません。

購入時には販売窓口で身体障害者手帳を提示し、1年ごとに更新が必要です。開始時期は、2023年3月中を予定されています。

参考：https://www.jreast.co.jp/press/2022/20220914_ho02.pdf



書籍「腎臓病患者の社会保障ガイドブック（2022年度）」発行しました

患者会で患者・家族から相談をうけるにあたり、何らかの解説書が欲しいとの声をうけ、1979年の初版以降、改訂を重ねてきた本書。

腎疾患の病態別、ライフサイクルに沿って利用できる諸制度を解説しています。

介護が必要なときに利用できる通院を支える制度は？ 災害時に受けられる支援は？ などの声に応え、新設章が加わりました。

調べやすいようテーマ別の目次（知りたいことがみつかるガイド）や索引も新たに加わりました。

お問合せ・ご注文は全腎協事務局まで

会員価格：1,500円
（非会員 3,300円）

